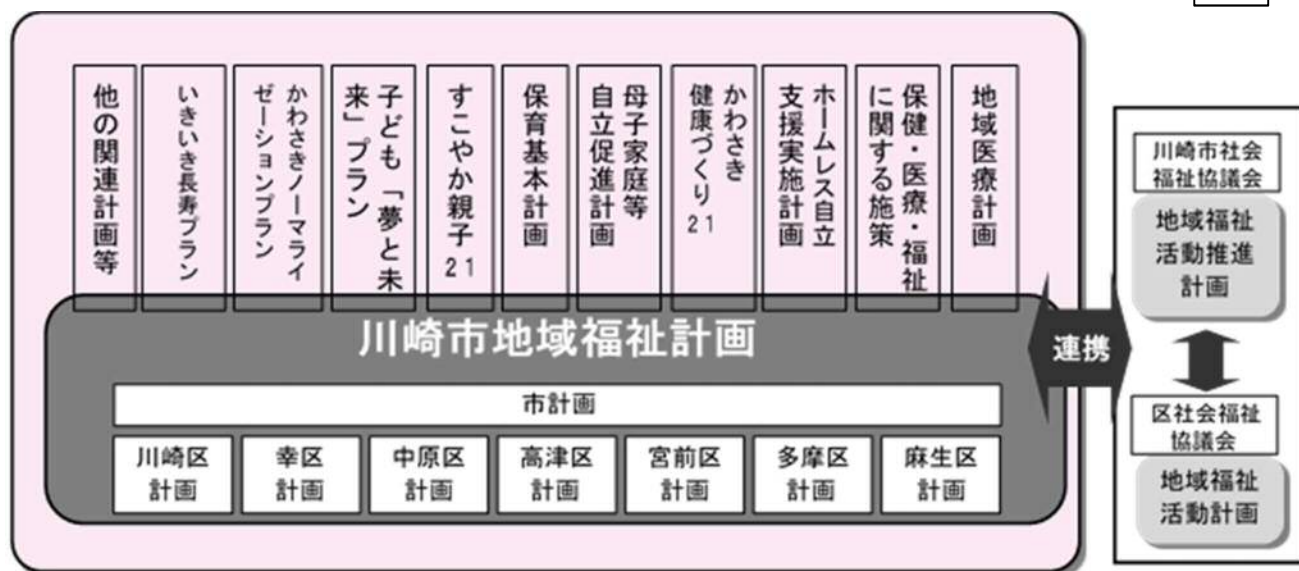


第5期多摩区地域福祉計画策定について

1 計画の位置づけ

- (1) 社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画である。
- (2) 身近な生活に関連する個別計画(高齢・障害・児童等)及びまちづくりや教育等生活関連分野と連携する計画。
- (3) 市総合計画の「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまちかわさき」を目指し、第2期実施計画との整合を図る。
- (4) 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンを上位概念とし、地域包括ケアシステムを構築する計画の1つ。
- (5) 川崎市地域福祉計画は、実態調査等を通じて住民から出された福祉課題等に全市的な取り組みの理念や方向性を示し、3か年の施策を展開していく上での柱立てや地域福祉推進の基本事項を定めるものである。
 - ・分野別計画を地域という視点で横断的につないで連携していく仕組みづくり
 - ・全市的な課題解決に向けた取組を行うとともに区計画の支援を行う
- (6) 多摩区地域福祉計画は、住民に最も身近な区域の地域特性に応じて展開される計画であり、達成すべき目標に向かって実現可能性の高い方策・手順などを示し、住民や各種民間団体とともに協働する行動計画とする。
 - ・区の共通の地域課題や区の保健、福祉に関する考え方
 - ・各区における保健・福祉等、地域福祉推進の取組

図1



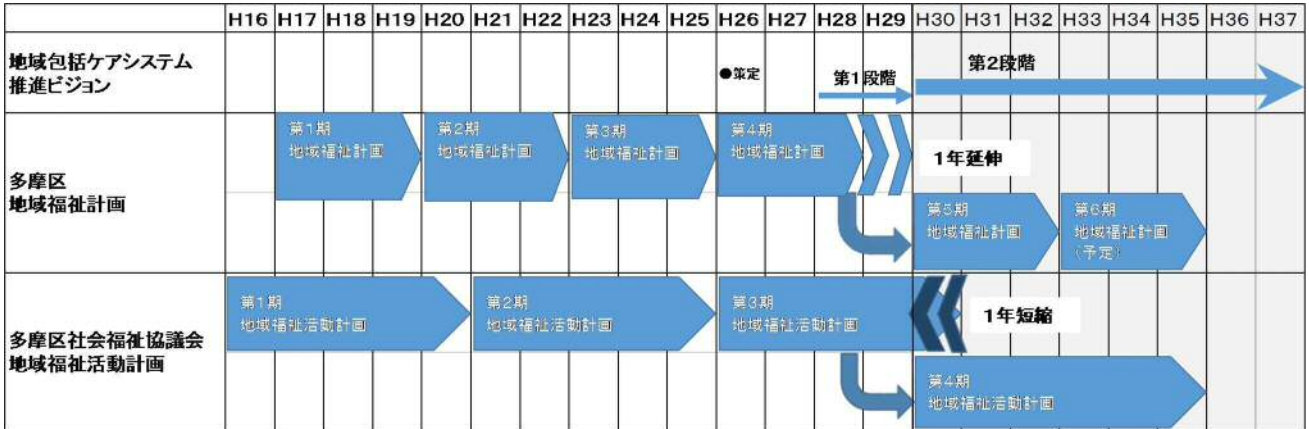
2 改定のポイント

- (1) 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンにおける取組の反映
- (2) 「我が事・丸ごと」の地域共生社会
- (3) 社会福祉協議会との連携促進

3 計画期間

- (1)平成30年度から平成32年度までの3ヶ年。(第2期実施計画及び地域包括ケアシステム推進ビジョンのロードマップに合わせ、第4期計画は1年延伸)
- (2)区社会福祉協議会の策定する地域福祉活動計画は、改定年度を区の地域福祉計画に合わせ、平成30年度から平成36年までの6ヶ年。
- (3)それぞれ3年サイクルでの見直しを行う。

図2



4 社会福祉協議会との連携

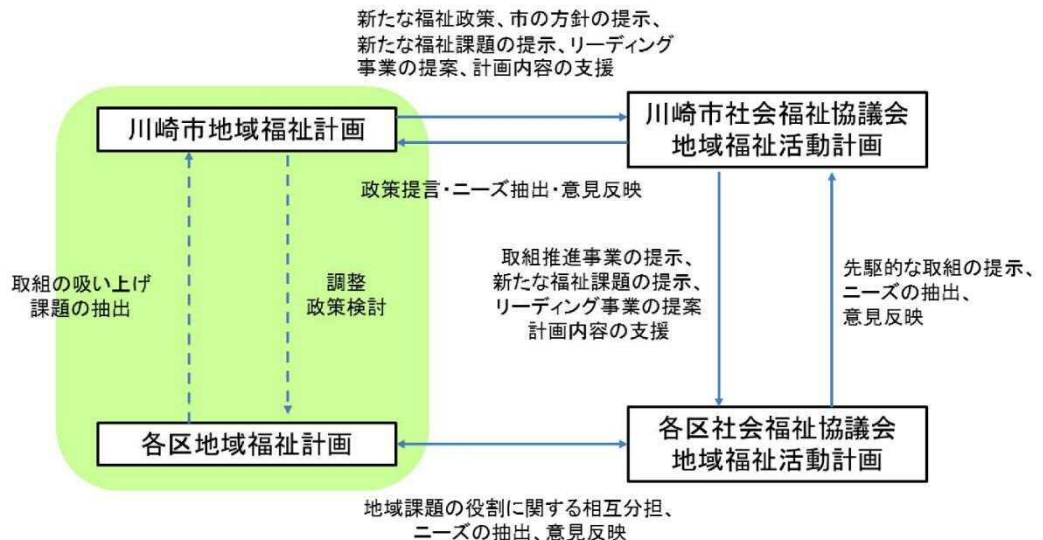
(1)地域福祉活動計画の性質

地域福祉活動計画は、社協だけではなく、社協が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業(福祉サービス)を経営するものが相互に協力して策定する「地域福祉活動の協働を目的とした住民行動計画」である。

(2)一体的な策定

行政計画と民間の活動・行動計画という性質上、目標をまったく同じにすることは困難な場合もあるが、目指す地域づくりは同じ方向性であり、重点的な取組を合わせていくなどの手法を取る。具体的には、「基本的な理念の共有」や委員の意見交換、事務局間の連絡会議の開催を通じて「計画の策定プロセスの共有化」を図る。

図3



5 スケジュール(案)

資料6「平成 29 年度 第5期多摩区地域福祉計画策定スケジュール」を参照